

「電気・電子機器廃棄物指令(WEEE)」および「電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令(RoHS)」の要約ならびに加盟国における実施状況 (EU)

ブリュッセル・センター

EUは、長年にわたる協議の末、「電気・電子機器廃棄物指令(WEEE)」ならびに「電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令(RoHS)」を採択した。電気・電子製品の廃棄物の廃棄方法改善等を通じた環境保護をその目的とするこの2つの指令は、2003年2月13日付けの欧州共同体官報(OJ L37 13 February 2003)に掲載され、発効した。本稿では、2003年4月上旬時点の情報を基に、指令の主なポイントと各国の実施状況について記載した。

1. 上記2指令の定める主要な規定と産業界の反応

(1) WEEE指令

電気・電子機器廃棄物の収集と回収

加盟国は2005年までに、あらゆる電気・電子製品の回収と収集のためのシステムを導入しなければならない。電気・電子製品は、市町村の無選別ごみとして捨てられてはならず、選別収集されなければならない。回収率達成の義務に関しては、遅くとも2006年末までには、住民一人当たりの年間収集量を4kgとすることが定められている。特定機器の廃棄物につきカテゴリーごとの回収クォータについても合意が成立しており、例えば、2006年12月31日までに、小型家電(トースター、電気掃除機等)で50%、大型家電(冷蔵庫等)

で75%のリサイクル率を達成しなければならない。

費用負担

個人の家庭から出る電気機器廃棄物のコスト負担方法は、消費者は廃棄物を無料で返還することが出来なければならないとの原則に基づく。メーカーは、廃棄物の収集や廃棄にかかる費用を負担する責任を負う。また、メーカーは、消費者が製品を購入する際に、製品の廃棄費用をメーカー各自が負担することを保証しなければならない。2005年8月13日以前に上市された製品の廃棄物(過去の廃棄物)に関しては、特別な資金制度を定める。つまり、製品廃棄に関するコストは、その費用が生じた時点で、メーカーが市場シェアの比率に応じてこれを負担する。

製品のラベル表示

電気・電子製品のメーカーに対しては、社名と製造年月日とが容易に識別できるよう、これを明瞭にラベル表示することが要求される。こうした製品が家庭ごみとは別途収集・廃棄されるものであることも、ラベルに明示する。

設計・デザイン

本指令には、製造時点で製品の解体や回収を容易にするような配慮がなされなければならない。また製品の再利用を阻むような技術デザインは避けなければならないという条項も含まれている。

(2) RoHS指令

本指令は、2006年7月1日以降に上市される電気・電子製品は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール(PBB)やポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE)を含んではならないと規定している。

例えば各種溶接に用いられる鉛や合金物の成分としての鉛の使用など、特定のものは、上記規定の例外とされる。

欧州委員会は、新たに検証された科学的、技術的事実を必要に応じて考慮の対象とし、2005年2月13日までに見直すとしている。

この2指令はすでに2003年2月13日に発効しており、加盟国は遅くとも2004年8月13日までに、これらの指令を国内法に導入しなければならない。

(3) 欧州産業界の反応

欧州のエンジニア関連産業全体を代表し、2指令により最も大きな影響を受ける組織である欧州機械・電気・電子・金属加工産業グループ連盟(ORGALIME)からは、「同組織は妥当な解決策を見出そうと努力しており、現時点では、次にとるべきステップ、すなわち欧州全体が同一の、或いは少なくとも極め

て類似的なアプローチを採用するよう、各国政府を説得することに専念している」とのコメントがあった。

電気・電子製品メーカーにとっては、指令で規定されている内容の実施は、少なからぬコスト負担となる。ランニング・コストだけで年25億ユーロ以上が必要であり、過去の廃棄物の処理や、指令で要求されている条件に製品を適合させるための新技術への投資をこれに加えると、コストはさらに大きく膨れ上がる。消費者にとっては、小型製品で0.5ユーロ、大型製品では20ユーロに達する価格上昇が予想されるといわれている。

2. EU加盟各国の現状

幾つかの加盟国では既に、WEEEの回収スキームが実施されている。ただし、その多くは新指令の規定に合わせた調整が必要であるとされている。

(1) 回収スキームなどを既に実施しているのは、オーストリア、ベルギー、デンマーク、オランダ、並びにスウェーデンである。

オーストリア

冷蔵庫などの「白物大型家電」の廃棄物に関しては93年から、蛍光灯に関しては92年から、回収と再利用が義務づけられている。メーカーには、廃棄物回収の責任があり、一方、市町村は家庭からの機器収集の責任を担っている。

メーカーは、廃棄物の処理、リサイクル、及び廃棄のための収集システムを設置するよう要求されている。家電の廃棄物のためには、メーカー、輸入業者並びに小売業者が、一連の契約を通じて回収システムを管理するための、「家庭環境フォーラム(UFH)」をつくっている。資金調達は共同で行われる。オーストリアの国内法は、メーカー並びに輸入業者が、製品販売の際に供託金並びに回収料を

.....

徴収することを要求している。消費者は、この支払いと引き換えに廃棄用パウチャーを受け取り、廃棄物を返還する際には、消費者が負担する管理費実費からパウチャー分が差し引かれる。

94年には、テレビ、掃除機などの「茶物小型家電」を対象とした条例案も回覧された。回収率の目標は定められてはいないが、冷蔵庫/冷凍庫に関しては、新製品の販売量のおよそ60%が実際に回収されている。リサイクルの目標は定められていないが、処理基準が環境大臣名で発布されている。

ベルギー

98年、「廃棄物管理と防止に関する規則」(VLAREA)がフラマン地方で採択された。この規則は、コンピューターやテレビを含む「白物」並びに「茶物」製品、また、小型家電の回収を義務付けている。このスキームの対象地域はワロン地方やブラッセル首都圏にも拡大された。

原則として、家庭で使われる全ての電気・電子製品、大衆電子・情報・通信機器のすべてがこのスキームの対象となっている。輸入業者、販売業者並びに小売業者は、消費者が新製品を購入する場合、電子製品の廃棄物を無料で引き取らなければならない(「新旧交換ルール」)。それ以外の方法としては、製品の最終ユーザーは廃棄物を地域の所轄当局のサービスに、やはり無料で返還することが出来るようになっている。

すべてのメーカーと輸入業者は、自ら回収システムを作るか、或いは大臣の認可を得た共同システムに加わらなければならない。WEEEの共同回収システムを運営するための実施機関として、「Recupel」という非営利団体が組織されている。

また、上市される製品のすべてにリサイクル料が課されており、その金額は、製品グループごとの収集やリサイクルの実費に従い、

「Recupel」により決定、調整されている。「Recupel」が提供するサービスのための資金は、加盟メンバーが負担する。

「Recupel」の合意は、特定の回収目標を定めているわけではないが、大型家電で90%、その他のもので70%というリサイクル目標が設定されている。また、鉄と非鉄金属に関してはその95%を再使用並びにリサイクルする。プラスチックに関してはその100%を回収し、そのうちの20%をリサイクル並びに再使用する。

WEEEには、有害物質(PCB、乾電池並びに水銀)を取り除くための事前処理を施すことが義務付けられている。再使用不可能なWEEEは解体し、「最良の選択でありかつ環境に害のない」方法で処理されなければならない。

デンマーク

関連法規は99年に発効し、廃棄物を広範囲にカバーしており、その中にはカテゴリーには、オーディオ並びにビデオレコーダー、IT機器、無線並びに電気通信機器、コントロール並びにモニタリング機器、医療機器並びに試験機器、コンデンサー並びに変圧器が含まれている。

CFC11並びにCFC12を含む冷却装置は、特別な合意でカバーされている。メーカーや輸入業者に対して、古い製品の回収は義務付けられていない。

WEEE管理の全面的な責任は市町村が負っている。しかし、廃棄物の回収やリサイクルを希望するメーカーや輸入業者、販売業者は、費用自己負担でこれを行うことが出来る。また、資金調達は家庭への課税を通じて行われている。

デンマークの法規も、廃棄物の事前処理を要求している。収集、再利用並びにリサイクルの目標は設定されていない。しかし、寿命が尽きて返還された製品の75%をリサイクル

Report 4

することが目標とされている。特定の構成部品の扱いを定める規定も存在している。現在、住民一人当たり年間20kgが回収されている。

オランダ

「白物並びに茶物」製品に関する法令が98年に採択された。この法令は、様々なカテゴリーのWEEEの回収と処理に関する規則を定めている。

この法令のもとでは、WEEEの回収はサプライヤー（「新旧交換ルール」の適用）と地域の管轄当局との共同責任となっている。新製品を購入する消費者や企業が類似の古い製品を返還した場合、サプライヤーはその製品を第三者に販売したり、市町村に譲渡したり、あるいはメーカーや輸入業者に返送したりすることが出来る。

市町村は、家庭からサプライヤーに返還されなかったWEEEを選別収集したり、サプライヤーが家庭から回収した製品をさらに回収するための設備を設置したりする責任を負う。

選別収集されたWEEEを廃棄するのはメーカーと輸入業者の責任となる。オランダのシステムでは、「個々の」メーカーが自己の「ブランド」に対する責任を持ち、オランダ市場に上市された自社製品の廃棄物を回収、廃棄しなければならない。また、当該ブランド品がオランダ市場で売られている、或いは売られていた場合、オランダ国外でも、回収や廃棄の責任を負わされる。この法令は「過去の廃棄物」に関しても、市町村とメーカーとの共同責任を定めている。

メーカーと輸入業者とは、独自に或いは共同でその義務を遵守する。共同で遵守する場合、共同廃棄スキームの設置や環境省との契約への署名が含まれることもある。「白物並びに茶物」製品のための共同スキームとしては、「NVMP」(Nederlandse vereniging Verwijdering Metalekro Producten) という名の非営利組織によって運営されているもの

があり、これは5つの組合支部組織の所有となっている。

情報通信機器の収集とリサイクルは、別途、各々が資金面での責任を負うという原則が適用されているシステムのもとで運営されており、このシステムは「ICT」の名で知られている。

「NVMP」の管理するシステムは、資金面での共同責任に基いている。回収システムは、販売された新製品へのリサイクル料を通じ、メーカー並びに輸入業者から資金提供がなされている。

WEEE処理の最低基準は法令により定められている。選別収集された廃棄物を、ごみ焼却に用いられている焼却機で焼却することや、CFC（炭化クロロフッ素）やHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）の類を含む冷蔵庫や冷凍庫の廃棄物を商業目的で保管しておくことは、法令により禁止されている。

WEEEの選別収集に関する特定の目標値は法令では定められていない。再利用やリサイクルの目標も定められていない。2000年にはおよそ6,500万kg、住民一人当たりにして4kgに相当する製品が回収された。

スウェーデン

関連の条例が2000年4月に採択され、2001年7月に発効している。

法規がその対象としているのは家電であり、この中には、道具類、造園用具、大衆電子機器、ICT機器、事務機器、玩具、照明器具、医療器具が含まれている。付属部品並びに消耗品に関しては、その中に電気・電子機能が含まれている限りにおいては、本法規の対象となる。

冷蔵庫と冷凍庫については市町村が責任を負う。

メーカー/輸入業者は、消費者が類似の新製品を購入する際に返還する古い製品を、無料で回収するよう要求されている。それ以外

.....

の場合には、地域管轄当局がこれを収集する。小売業者/サプライヤーは、そのための適切な場所を指定することが出来る。

スウェーデンの法規は個々のメーカーの責任を認識しているが、共同スキームも可能としている。

貿易協会は、El-Kretsen ABという名の非営利のメーカー・サービス会社を設立した。メーカーと地域管轄当局は、WEEEの再利用のため、「El-Retur」と呼ばれる共同プログラムを作って自主的な協力を行っている。

資金調達は共同で行うが、その実践は、以下のように部門ごとに別々の方法がとられている。

- ・基本的な方法：上市される製品ごとのリサイクル料金の賦課
- ・情報通信機器：メーカー/輸入業者に対する前期の市場シェアに基づく料金割当
- ・特別協定：固定年会費

輸入業者やメーカーは、送り状に特別廃棄物管理料金を加算する。回収やリサイクルの特定目標は設置されていないが、成果報告のガイドラインが要求されている。認可された事業者によって事前処理が施されていないWEEEを、埋めたり、焼却したり、裁断したりすることは禁じられている。

- (2) 回収スキームの実施が予定されている、あるいは現在協議中である国は、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ポルトガル、スペイン、英国である。

フィンランド

環境省は94年にWEEEの回収を規定する法案の草案を提出した。その後パイロット・プロジェクトが開始され、この経験は、フィンランド政府当局がEUのWEEE指令を実践に移す際に役立てられる。

フランス

フランスの主要組織（仏市長協会、ビジネス・流通連盟、機械・電子産業並びに国際ビジネス連盟、電子・電気・通信産業連盟）が、製品の収集並びにリサイクルのシステム開発のための合意に既に署名している。

本合意では、市町村が各家庭からWEEEを収集し、一方販売業者は「新旧交換」ルールに基づきWEEEの回収を要求される。

この合意によると、メーカー、輸入業者、並びに販売業者が、当初のリサイクルコストを負担し、そのコストをエンド・ユーザーに転嫁することで、実質的な払い戻しを受ける。WEEEの収集とリサイクルを管理するため、各産業セクターごとに持株会社が設置される。FIEEC（電子・電気・通信連盟）は、法規が発効し次第このシステムを実施するため、「Screletc」という名の持株会社を既に設立している。

ドイツ

94年のサイクル経済法は、廃棄物の再使用と廃棄について言及している。同法は、政府がメーカーに対し、廃棄物の回収を義務付けることを認めている。95年には、電子製品の廃棄物に関する規則の第一草案を提案する政策ペーパーが、連邦環境大臣によって策定された。IT製品の廃棄を規制する条例のための正式提案は1998年に提出されており、その後本提案の適用範囲が拡大された。本条例に関する協議は現在も継続中である。

イタリア

97年のイタリア廃棄物管理法令は、WEEEに関する一般規定を定め、基本合意を通じてこれを実施することを義務づけている。回収スキームの対象となる製品には、冷蔵庫、テレビ、コンピューター、洗濯機、空調機等が含まれている。

この法令は消費者に、廃棄物を「新旧交換」

Report 4

ルールのもとで小売業者に返還するか、市町村のシステムを通じて返還するか、或いは特定の回収ポイントに置いておくか、の選択肢を与えている。

メーカーと輸入業者とは、小売業者に返還された廃棄物の収集、再利用、処理、並びに適切な廃棄に関する基本合意の詳細を交渉中である。過去の廃棄物の収集とリサイクル管理のために、コンソーシアムが結成される。資金調達は、共同責任であり、また「白物」製品に関しては、廃棄物管理料金をそれとわかる形で徴収することが予定されている。

ポルトガル

2002年1月30日、関連法が採択され、2003年末にはシステムが稼働する予定。対象となっているのは、洗濯機、ドライヤー、皿洗い機、冷蔵庫、冷凍庫、調理台、オープン、電熱プレート、給湯機、パソコン、プリンター、ファックス、電話、コピー機、空調設備、テレビ、並びに水銀を含む照明器具である。

市町村は家庭からの製品収集の責任を負い、メーカーは廃棄物の回収とそれに対する適切な処理とに責任を負う。

ロジスティック並びに廃棄物管理の責任は、メーカーにより設置され、環境大臣の認可を受けた非営利の管理システムに移譲される。

メーカーは廃棄物の選別収集コストに関し、市町村の負担分をカバーする形でこれを補填する。法律は、廃棄物管理のための明瞭

な料金制度を設ける可能性について言及していない。

年間住民一人当たりの回収目標は2kgと設定された。

本件に関しては協議が続行されている。

スペイン

小型家電、「白物」製品、並びにIT、電気通信機器のメーカーを代表するスペインの組合は、関係官庁と現在協議行っており、作業部会が設置された。

英国

通商産業省は、他の官庁と協議した上で、2000年に諮問ペーパーを発表し、2つの指令案の利害関係者からコメントと情報を求めた。

イギリスは既に、家庭から生じるWEEEのおよそ半数を選別収集しており、また産業界の査定によると、指令の回収目標も既に達成している。電子・電気機器リサイクル評議会(ICER)によると、WEEEの多くは既にリサイクルされている。指令の実施に関しては現在、協議が行われている。

(3) これまで実際に特段のイニシアティブをとっていないとされる国は、ギリシャ、アイルランド及びルクセンブルクである。

以上